

## 介護職員初任者研修講座 学則

### (研修の目的)

第1条 この研修は、多種多様な福祉のニーズに対応した介護サービスを提供するために、「HRエデュケーション合同会社」（以下「事業者」という。）が運営する「札幌ケアデビュースクール」（以下「事業所」という。）において、必要な知識および技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

### (研修の名称)

第2条 この研修の名称は、次のとおりとする。

「札幌ケアデビュースクール 介護職員初任者研修講座」

### (研修の要旨)

第3条 この研修の要旨は、次のとおりとする

教室	A	B	C
実施場所	札幌市中央区大通西 16 丁目 2-3 ルーブル 16-301 号	札幌市中央区大通西 17 丁目 2-31 アルファ大通西 17 ビル 302 号	札幌市中央区大通西 17 丁目 1-20 ライオンズマンション第 8 大通 201 号
研修形態	通学制Ⅰ 通学制Ⅱ（共に平日昼間） 通信制（土日昼間）		
修業年限	8ヶ月（病気や事故等やむを得ない事情に限り1年6ヶ月まで延長可）		
研修期間	通学制Ⅰ 3ヶ月 通学制Ⅱ 2ヶ月（共に通学130時間） 通信制 4ヶ月（通学107時間・通信23時間）		
定員	通学制15名 通信制20名		
受講料金	①一般料金 46,000円（別途消費税） 内訳（講義演習料：38,000円 事務手数料：2,000円 教材料：6,000円） ②補講料金 2,000円/時間（別途消費税） ③修了評価再試験料金 2,000円/回（別途消費税）		
受講対象者	16歳以上		
受付場所	HRエデュケーション合同会社 事務局 TEL・FAX：011-676-5761 所在地：札幌市中央区大通西 17 丁目 2-31 アルファ大通西 17 ビル 302 号		
受付時間	祝日を除く月曜から金曜までの午前10時から午後5時まで		

※使用する教室については、受講するカリキュラムに記載する。

### (受講手続)

第4条 この研修の受講手続きは、次のとおりとする。

#### (1) 募集時期

事業者は、開講日の1～2ヶ月前から先着順で募集を開始し、定員に達した場合、もしくは開講7日前に締め切る。

## (2) 受講申込

受講希望者は、事業者所定の申込書類に必要事項を記入し、ネット、郵送、または直接事業所窓口へ提出する。提出後事業者は、申込内容を審査した上で、速やかに受講の可否について、希望者へ連絡する。

## (3) 受講料金納入方法

前項で受講が可能となった者は、受講者として次の各受講料金を各支払い方法で事業者へ納入する。

### ①一般料金

事業者窓口への現金払い、または事業者指定の銀行口座への振込払いとし、どちらも開講3日前までとする。なお、振込の場合の振込手数料は、受講者の負担とする。

### ②補講料金および③修了評価再試験料金

事業者窓口への現金払いとし、開講の都度とする。

## (4) 受講料金返還方法

事業者は、受講者から前項①の受講料金納入後に、研修開講3日前までに取消しの申し出があった場合、教材料を除き返還する。なお、研修開講後については、事業者に責がある場合を除き、受講者に対し理由の如何を問わず、すべての納入済み受講料金を一切返還しない。また、返還方法については、都度事業者と受講者の間で取り決めるものとする。

## (5) 本人確認

事業者は、受講申込から研修開講初日までに、受講者の本人確認をするため、次のいずれかの提示を求めるものとする。また、どの方法で確認したのかについて記録を残し、この写しを保管するものとする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の原本
- ・健康保険証
- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード
- ・パスポート
- ・その他公的証明書原本

## (カリキュラム)

第5条 この研修のカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」とする。

## (主要テキスト)

第6条 この研修の主要なテキストは、次のとおりとする。

「介護職員初任者研修テキスト [第3版]」 ミネルヴァ書房

(修了認定)

第7条 この研修の修了認定の仕方は、次のとおりとする。

(1) 出欠の確認方法

各講義および演習の開始前に、出席簿により担当講師が確認する。なお、理由の如何にかかわらず、受講者が遅刻または早退をした科目(項目)は、欠席したものとする。また、受講者がやむを得ず欠席する場合には、必ず「欠席届」を提出する

(2) 成績の評定方法

①通信制については、4回に分けて添削指導を行うものとし、各回とも7割以上の正答率をもって合格とする。なお、不合格となった場合は、所定の課題により、基準を満たすまで添削指導を行う。

②原則各講義および演習において、成績の評定は行わない。

③カリキュラム「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護技術の習得度評価のため、技能測定試験を実施する。

(3) 修了の認定方法

修了の認定は、第5条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上で、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

①修了評価は、8科目を筆記試験により180分実施する。

②認定基準は、次のとおりとする。

ア 筆記試験による各科目の修了評価と介護技術の習得度評価の結果から、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、両評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたのものとして認定する。

イ 評価基準に達しない場合には、基準に達するまで再評価を行う。その際の修了評価再試験料金については、第3条のとおりとする。

ウ 認定基準の区分は、100点を満点として各点数を次のとおりとする。

A=90点以上 B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(4) 修了証明書

前項により修了を認定された者には、事業者から北海道介護職員初任者研修実施要項に規定する修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(補講の取扱い)

第8条 この研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。なお、補講の上限時間数は原則として講座総時間数の1割までとするが、真にやむを得ない事情がある場合には、1割を超える場合の補講についても考慮する。また、補講の実施場所は、研修実施場所と同一とし、その際の補講料金については、第3条のとおりとする。

(退学規定)

第9条 受講者は次の各号の一に該当する者は、受講資格を取消し退学処分とする。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なく、出席が常でない者
- (3) 講師からの指導、または事務局からの指示に従わない者
- (4) 研修の秩序を乱す者
- (5) その他受講者としての本分に反した者

(講師)

第10条 この研修を担当する講師は、別紙「講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第11条 次に定める者が研修を受講する場合には、北海道介護職員初任者研修実施要項に定めるところにより、それぞれの有する、または実務経験により研修科目を免除または修了とみなすことができるものとする。

- (1) 居宅介護初任者研修を修了した者

上記の者が受講する場合は、修了証明書の確認をもって、第5条のカリキュラムの内で次の科目以外を免除することができる。

「6 老化の理解」および「7 認知症の理解」

なお、この場合の受講料金は、14,000円（別途消費税）とする。

内訳（講義演習料：6,000円 事務手数料：2,000円 教材料：6,000円）

- (2) 他の事業者による介護職員初任者研修の一部を受講していた者

上記の者が受講する場合は、他の事業者の修業年限内に修了の見込みがあり、かつ事業者間で科目（項目）の履修を確認できた場合に限り、当該履修科目（項目）について免除することができる。

なお、この場合の受講料金は、第3条の講義演習料38,000円から履修済み1項目につき1,000円の割引とする。

(修了者管理の方法)

第12条 事業者は、修了者管理について、次のとおり行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、北海道が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。その場合に修了者は、事業者指定の「修了証書再発行申請書」に必要事項を記入し、必要な書類を添付の上で、事業者窓口へ提出する。また、修了者は再発行に当たり手数料として、1部につき2,000円（別途消費税）を、郵送受取を希望する場合は着払い送料を負担する。

(公表する情報の項目)

第13条 事業者は、北海道介護職員初任者研修実施要綱の公表義務に基づき、事業者ホームページにおいて開示する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 研修機関情報
- (2) 研修事業情報

(研修事業執行担当部署)

第14条 事業者は、研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：HRエデュケーション合同会社 事務局

TEL・FAX：011-676-5761

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第15条 この学則に必要な細則、ならびにこの学則に定めのない事項が必要があると認められるときは、事業者がこれを定める。

(附則) この学則は令和1年10月1日から施行する。